川崎市公告第1444号

（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る事後調査報告書（工事中）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成１１年川崎市条例第４８号）第３４条第１項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第３５条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成１２年川崎市規則第１０６号）第３９条に定める事項について次のとおり公告します。

令和８年１１月２５日

川崎市長　福　田　紀　彦

事後調査報告書（工事中）について

１　事後調査実施者

名　称：ＲＷ東扇島特定目的会社

代表者：取締役　田渕 安春

所在地：東京都中央区日本橋一丁目４番１号

２　指定開発行為の名称及び種類

（１）名称

（仮称）東扇島物流施設建設計画

（２）種類

大規模建築物の新設（第２種行為）

都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為（第２種行為）

埋立て（第３種行為）

３　事後調査報告書（工事中）の要旨

第１章　指定開発行為の概要

第２章　事後調査計画の概要

第３章　事後調査結果

４　事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間

（１）　期　間

令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月２４日（木）まで

（２）　場　所

川崎区役所２階、大師支所仮庁舎２階、

環境局環境評価課（市役所本庁舎２０階窓口⑥）

（３）　時　間

午前８時３０分から午後５時まで（環境局環境評価課は午後５時１５分まで）

土曜日及び日曜日は除きます。ただし、川崎区役所は第２・４土曜日の午前８時３０分から午後０時３０分は行います。

縦覧開始日（１１月２５日）は、午前１０時から縦覧を行います。